

日医工MPS行政情報シリーズ

http://www.nichiiko.co.jp/mps/mps_m.html

「医療広告ガイドライン」

- 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して

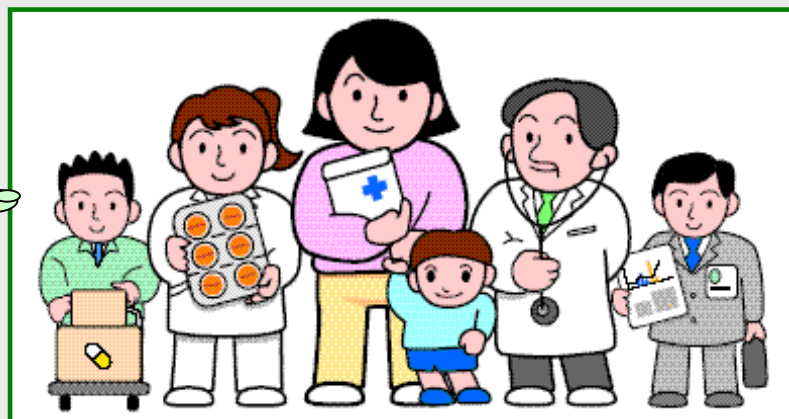
広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針 -

[第4回医療情報の提供のあり方等に関する検討会 平成19年3月2日]

資料作成: 日医工株式会社 MPSチーム

(認定登録 医業経営コンサルタント登録番号第4217 菊地祐男)

今回からキャラクター
が新しくなりました!



内容は説明会用に
意識・要約してい
ます。正確な文言
についてはガイド
ライン原本にてご
確認ください。

資料No.190313-70



日医工株式会社

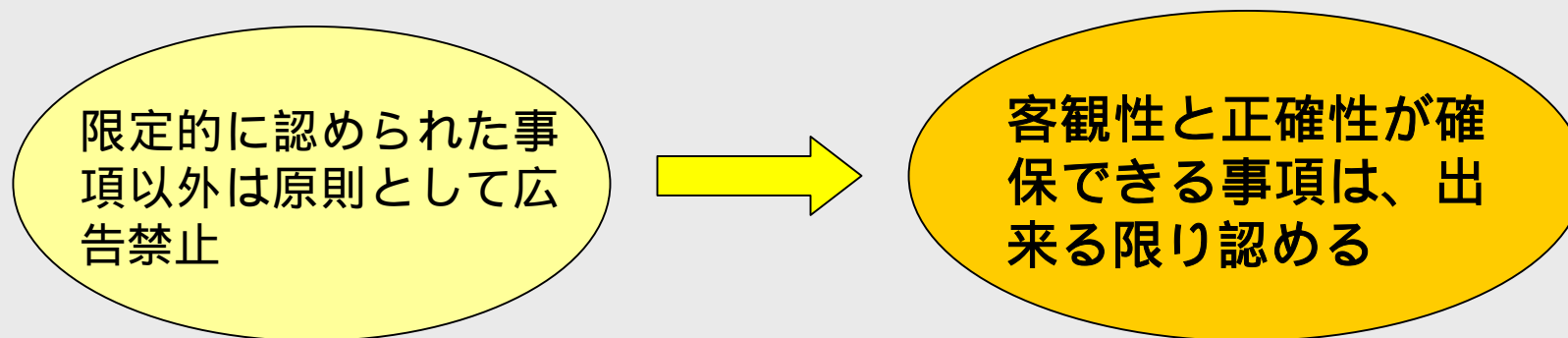
<http://www.nichiiko.co.jp>

第1 広告規制の趣旨

医療法一部改正の趣旨

「包括規定方式」の導入により広告可能な内容を拡大
広告規制違反対応の強化(命令に従わない場合に間接罰を適用)

基本的な考え方



- ・広告を行う者は客観的で正確な情報の伝達に努めなければならない
- ・禁止されている広告
 - 比較広告
 - 誇大広告
 - 公序良俗に反する内容の広告
 - 広告を行うものが客観的な事実であると証明できない内容の広告
 - その他(法令に違反するもの、虚偽のもの)

第2 広告規制の範囲

1, 広告の定義(~ のいずれの要件も満たすもの)

誘因性

患者の受診を誘引する意図がある

特定性

医療機関名や医師名等が特定可能である(複数対象も含まれる)

認知性

一般の人(不特定多数)が認知可能である

患者の体験手記、新聞記事等は特定の病院を推薦していても 誘因性があるとしな

2, 実質的に広告と判断されるもの

「これは広告ではない」との記載があるが、病院名が記載されている

「医療法により病院名は記載できない」とあるが、住所等から病院名が特定可能である
治療法等の紹介の書籍であるが、病院名が特定できる(タイアップ本、バイブル本)

これらの場合で、上記の ~ のいずれの要件も満たすもの

3, 暗示的又は間接的な表現の扱い

暗示的や間接的でも医療広告として認識されるものも該当する

具体例

青文字は広告可能
赤文字は広告不可

名称又はキャッチフレーズにより表示するもの

「アンチエイジング」(広告不可)、**「最高の医療の提供を約束！」**(“最高”が問題で広告不可)

写真、イラスト、絵文字によるもの

「施設の**写真**」(自院は広告可能)、**「回復した病人の絵」**(誇大広告により不可)

新聞、雑誌等の記事、医師、学者の談話、学説、体験談などの引用、掲載

「新聞が特集した**治療法の記事引用**」(引用可能)

「マスコミで紹介された旨」及び**「専門家の談話の引用」**(広告可能な事項でなく広告不可)

病院等のホームページ、Eメールによるもの

「WWW.gannkieru.ne.jp」(「癌消える」誇大広告で不可)、**「no1hospi@XXX.or.jp」**(「日本一」比較広告で不可)

4, 医療に対する広告規制の対象者

医師・医療機関等以外のマスコミ、広告代理店、患者、一般人等、何人も対象となる
日本向けの広告であれば、外国人や海外の事業者も規制の対象となる

5, 広告に該当する媒体の具体例

チラシ、パンフレット、類似物(ダイレクトメール、FAXなど)

ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーン

新聞紙、雑誌(出版物)、放送(有線含む)、映写、電光によるもの

情報処理機器によるもの(Eメール、web上のバナー広告)

不特定多数を対象とする「説明会・相談会・キッチンセールス」でのスライド、ビデオ、演述など

広告制作者も広告依頼者と共に本指針による指導の対象となる

6,通常、医療に関する広告とは見なされないものの具体例

<p>学術論文、学術発表等</p>
<p>誘因性がなく広告に該当しない(不特定多数へのダイレクトメールなどは誘因性あり)</p>
<p>新聞や雑誌での記事</p>
<p>誘因性がなく広告に該当しない(費用を負担して掲載を依頼する記事風広告は対象)</p>
<p>体験談、手記等</p>
<p>個人が特定の施設を推薦する手記等は誘因性が無く広告に該当しない (施設からの依頼や謝礼によるもの、個人が施設の家族である場合は対象)</p>
<p>院内掲示、院内で配付するパンフレット等</p>
<p>情報の受け手が患者等に限られるため認知性を満たさず広告に該当しない</p>
<p>患者等からの申し出に応じて送付するパンフレットやEメール</p>
<p>「広報」と解され、認知性を満たさず広告に該当しない 希望する患者に対するメールマガジンは対象としない(一般人向けは認知性あり対象)</p>
<p>医療機関の職員募集に関する広告</p>
<p>誘因性がなく広告に該当しない</p>
<p>インターネット上のホームページ</p>
<p>情報を得たいとする者が自らアクセスするもので広告に該当しない (バナー広告、スポンサー表示、対価による検索上位表示等は対象)</p>

広告は不特定多数を対象。
広報は入院患者等の特定者を対象とするので広告にはならない。

アピールしたいこと

この先のページに進む前に確認！

1つでも非該当

広告でない

- ・院内広報
- ・ホームページ、など

誘因性
特定性
認知性

3つとも該当

広告である

広告が可能である

客観性と正確性が確保できる事項

日医IMPS
提案

広告戦略

広告出来ない

- 比較広告
- 誇大広告
- 公序良俗に反する広告
- 客観的な事実が証明できない広告
- 法令に違反、虚偽

何をどのようにアピールするかを決める
都道府県の「医療機能情報公表制度」
への掲載内容と書き方(表現)を練る
公表制度とリンクさせるように“広告戦略”を練る

第3 広告可能な事項について

- 1,医療に関する広告として広告可能な範囲
- 2,従来より広告可能とされてきた事項との関係
- 3,医療機能情報提供制度との関係

4,広告可能な事項の表現方法について

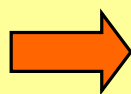
広告の手段

文字、写真、イラスト、映像、音声

広告可能な事項の記載の仕方

診療報酬点数表の語句

「人工腎臓」や「血液透析」など



わかりやすい表現の使用、説明

「人工透析」も可能に

略号や記号の使用

正確な情報伝達であれば使用できる

社団法人 「(社)」 電話番号**** 「(電話機の絵)****」

地域で定着していると認められる病院等の略称(「大学病院」「中央病院」)

5, 広告可能な事項の具体的な内容

法第6条の5第1項第1号関係

資格

「医師又は歯科医師であること」

日本国内の免許を有するものに限られる

法第6条の5第1項第2号関係

診療科

「診療科名」

ア 政令に定められたもの

医業(33種)

内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科、放射線科、神経内科、胃腸科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科

歯科医業(4種)

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科

イ 厚生労働大臣の許可を得たもの

医業(1種)

麻酔科

施設名称

法第6条の5第1項第3号関係

「病院又は診療所の名称、電話番号及び所在地の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名」

ア 病院又は診療所の名称

正式名称、略称、英語名、マーク、名称が記載された看板写真

イ 病院又は診療所の電話番号

電話番号、FAX番号、フリーダイヤルの案内、電話受付時間

ウ 病院又は診療所の所在を表示する事項

住所、郵便番号、最寄の駅からの道順、案内図、地図

エ 病院又は診療所の管理者の氏名 (新たに追加され広告可能になった)

広告できます！

- ・病院のマーク
- ・フリーダイヤル
- ・道順(地図)
- ・予約診療、など

法第6条の5第1項第4号関係

「診療日若しくは診療時間又は予約による診療の有無」 **診療日・予約**

ア 診療日又は診療時間

「午前宅診、午後往診」や、「診療日を明示せず休診日を明示すること」は広告可能

イ 予約による診療の有無

「平日 時～ 時予約受付」「24時間予約受付」また、URL、メールアドレスも広告可能
(選定療養の予約診療の場合は、その制度や費用負担も示すことが望ましい)

法第6条の5第1項第5号関係

「法令の規定に基き一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨」

法令上「 医療機関」「 病院」と表示することは問題なし

法令の指定

法令の規定による指定の例(他にも法令によるものは可能)

保険医療機関又は特定承認保険医療機関、労災保険指定、労災保険二次健診等給付、母体保護法指定、臨床研修指定、身体障害者福祉法指定、精神保健指定、応急入院指定、生活保護法指定、結核予防法指定、指定養育医療機関、戦傷病者特別援護法指定、外国医師臨床修練指定、被爆者指定、被爆者一般疾病医療機関、指定自立支援医療機関、特定感染症指定、第一種感染症指定又は第二種感染症指定、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護療養型医療施設、指定療育機関

設備・人員

法第6条の5第1項第6号関係

「入院設備の有無、第7条第2項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項」

ア 病院又は診療所における施設、設備

施設の概要

敷地面積、構築面積、床面積、階層数、エレベーター等の数、設計者・施工者の名称、免震構造や耐震構造である旨、工法、工期、竣工日、病棟配置図、院内案内図、敷地内の写真、建物の外観又は内装の写真や映像、等

入院設備の有無

病床の種類、病棟、診療科別等の入院設備の有無、等

病床の種別ごとの病床数又は病室数

病室の種類、病棟、診療科別等の数

保有する施設設備

手術室、ICU、NICU、患者搬送車(ヘリコプター含む)等の有無、数又はその面積、等

(「ICU完備」の表示はいつでも利用可能と誤認を与えるおそれがあるので認められない)

病室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、院内売店

有無、数、広さ、空調状況、利用可能時間、費用又は設置年月日、等

障害者等に対する構造上の配慮

バリアフリー構造、院内点字ブロック、点字表示又は音声案内設備等の有無、等

(車椅子利用者、視覚障害者等への配慮をした構造である旨を示すこと)

据え置き型の医療機器等の機械器具の配置状況

画像診断装置や放射線治療器等の医療機器(例えばMRI、CT、ガンマナイフ等)の写真・映像、導入台数又は導入日、等

(販売名や形式番号は広告できない)

イ 病院又は診療所における従業者の人員配置

従業者の人数、患者数に対する配置割合等、性別や職種別、病床、病棟又は診療科ごとの人数、医療従事者以外の従業員の人数、配置状況

(ただし人数や配置割合については歴月単位で併記)

これらは例示であり、この他にも、客観性・正確性が確保できる項目は広告可能

「ICU」の表示はOK
「ICU完備」はダメ

MRI、CT、ガンマナイフ等の写真で機器の配置を表示するのはOK

看護配置等は歴月単位で

医療従事者の略歴

法第6条の5第1項第7号関係

「当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの」

これまでは医師又は歯科医師についてのみ認められていた事項をその他の医療従事者についても認めた。

ア 診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴

医療従事者の範囲について(厚生労働大臣又は都道府県知事の免許を受けた医療従事者)

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、機能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、管理栄養士又は栄養士

当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別

常時勤務する者(非常勤の医療従事者は非常勤である旨を明示)の氏名、年齢、性別

当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の役職

院長、副院長、外科部長、薬剤部長、看護師長、主任

当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の略歴

生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤務した医療機関

“研修”については広告
が認められていない

イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨

専門性告示(厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準)による専門性資格

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士又は管理栄養士

専門性資格を認定する団体の基準

- a, 学術団体として法人格を有していること
- b, 会員数が1000人以上(8割以上が医療従事者)
- c, 一定の活動実績を有していること(その内容を公表)
- d, 外部からの問い合わせに対応できる体制
- e, 資格の取得条件を公表していること
- f, 資格認定に際して研修受講が条件(医師・薬剤師等5年以上、看護師等3年以上)
- g, 資格認定に際して適切な試験の実施
- h, 資格を定期的に更新する制度
- i, 会員及び有資格者の名簿の公表

5年に1度

表記例:

「医師 (学会認定 専門医)」

「薬剤師 (学会認定 専門薬剤師)」

次の表示は問題あり広告不可

「厚生労働省認定 専門医」「 専門医」

相談・安全・個人情報

法第6条の5第1項第8号関係

「患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項」

ア 休日又は夜間における診療の実施(電話番号等の連絡先)

イ 診療録を電子化(電子カルテ)

ウ セカンドオピニオン(費用や予約の受付)

エ 患者からの相談に適切に応じる体制

オ 症例検討会の開催(定期的実施、開催頻度や構成メンバー等)

カ 医療の安全を確保するための措置(院内感染の防止)

(「医療の安全を保障します」や「万全の安全管理体制」は不可)

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置

ク 平均待ち時間(前年度等の実績 = 外来患者の受付から診療を始めるまでの待ち時間)

ケ 開設日、診療科別の診療開始日

これらは例示であり、この他にも、客観性・正確性が確保できる項目は広告可能

医療安全確保については、感染防止についても広告できる。
しかし「医療の安全を保証します」や、「万全の安全管理体制！」などの表示については広告できない。

法第6条の5第1項第9号関係

連携

「紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項」

ア 紹介可能な他の病院又は診療所の名称

名称の他に所在地や連絡先等を併せて示すことも可、網羅的列挙の必要はない

イ 紹介可能な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の名称、所在地、連絡先等

ウ 共同利用をすることができる医療機器に関する事項

共同利用できる医療機関名、当該医療機器の一般的名称、その写真等

販売名や販売名が特定される型番は不可

薬事法上の承認等の範囲を逸脱するものは認められない

(使用法、診断率・治癒率、施術後の生存率等の治療の効果に関する事項)

エ 紹介率又は逆紹介率

(地域医療支援病院の紹介率等の算定式、その他方法を公表する)

これらは例示であり、この他にも、客観性・正確性が確保できる項目は広告可能

法第6条の5第1項第10号関係

記録

「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項」

ア ホームページアドレス、電子メールアドレス、QRコード

イ 入院診療計画を導入している旨(予定・推定)

病名、症状、入院期間、検査及び手術の内容・日程、診療計画(地域連携クリティカルパス含)

ウ 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供

開示等の手続きに関する事項、相談窓口の連絡先、提供の実績等

法第6条の5第1項第11号関係

内容・方法

「当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)」

ア、検査、手術その他の治療の方法

(診療報酬点数表の語句) わかりやすい表現の使用へ

(医薬品又は医療機器の販売名、型式番号等は広告不可)

治療の方針については広告できる(成功率、治癒率等の治療効果等を説明は不可)

広告例:「術中迅速診断を行い、可能な限り温存手術を行います。」「手術療法他に、いくつかの薬物療法の適用があるので、それぞれのメリット・デメリットを御説明し、話し合いの下で治療方針を決定するようにしております。」

治療方針

保険診療

診療報酬点数表に規定する手術、処置等

(疾病等が完全に治療される旨等その効果を推測的に述べることは認められない)

広告例:「PET検査による癌の検査を実施しております。」「白内障の日帰り手術実施」「日曜・祝日も専用の透析室で、人工透析を行っております。」

人工透析

白内障

評価療養又は選定療養

その内容・制度、負担費用等についても併せて示すことが望ましい

分娩(保険診療に係るものを除く)

「出産」や「お産」等の表現可、「帝王切開」は保険診療の範囲で広告可
分娩のための費用、出産育児一時金受領委任払いの説明等も広告可

分娩

自由診療のうち、保険診療又は評価療養若しくは選定療養と同一の医行為
美容等の目的のため公的医療保険が適用されないが、その手技等は、保険診療等と同一である自由診療の検査、手術その他治療の方法

美容

広告例：「顔のしみ取り」「イボ・ホクロの除去」「歯列矯正」

自由診療のうち薬事法の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器による診療
公的医療保険が適用されていない検査、手術その他の治療の方法であるが、薬事法の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器をその承認等の範囲で使用する治療の内容

(医薬品又は医療機器の販売名、型式番号等、また個人輸入等で入手した医薬品又は医療機器は広告不可)

広告例：「内服の医薬品によるED治療」「眼科用レーザー角膜手術装置の使用による近視手術の実施」

では公的医療保険が適用されない旨(「全額自己負担」・「保険証は使えません」・「自由診療」等)及び標準的な費用を併記する場合に限られる。(例えば、「5万～5万5千円」や「約 円程度」など。麻酔管理料や指導料等を含む総額の目安も記載する)

イ、提供される医療の内容(アの検査、手術その他の治療の方法を除く)

法令や国の事業による医療の給付を行っている旨

「小児慢性特定疾患治療研究事業」、「特定疾患治療研究事業」等

基準を満たす保険医療機関として届け出た旨

往診の実施

往診
在宅

「訪問診療の実施」「往診に応じる医師名」「対応する時間」「訪問可能な地域」等

在宅医療の実施

「訪問看護ステーションの設置」「在宅自己注射指導の実施」「在宅酸素療法指導の実施」等

法第6条の5第1項第12号関係

開示情報

「当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者の数又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの」

(広告された内容の正否が容易に検証できるよう公表されていること)

- ア 当該医療機関で行われた**手術の件数**(当該手術件数に係る期間を暦月単位で併記する)
 - 診療報酬点数表で認められた手術(自由診療として実施する場合を含む)
 - 先進医療として届出された手術(自由診療として実施する場合を含む)
 - 薬事法の承認又は認証を得た医療機器を使用し、承認又は認証された範囲で実施された手術
- イ 当該医療機関で行われた**分娩の件数**(当該分娩件数に係る期間を暦月単位で併記する)
- ウ 患者の平均的な入院日数
 - 当該平均在院日数に係る期間を暦月単位で併記する。また定められた計算式により計算する
 - 当該医療機関全体、病床区分、病棟、診療科、疾病ごとの**平均在院日数**の広告可能
- エ 在宅患者、外来患者又は入院**患者の数**(当該患者数に係る期間を暦月単位で併記する)
 - 疾患別に広告することも可能(正確で事後検証可能な場合に限り)
- オ 平均的な在宅患者、外来患者又は入院**患者の数**(当該患者数に係る期間を暦月単位で併記する)
 - 疾患別に広告することも可能(正確で事後検証可能な場合に限り)
- カ 平均病床利用率
 - 当該平均病床利用率に係る期間を暦月単位で併記する。また定められた計算式により計算する
 - 当該医療機関全体、病床区分、病棟、診療科、疾病ごとの**平均病床利用率**の広告可能
- キ セカンドピニオンの実績
 - 他の医療機関に**紹介した患者数**及び他の医療機関から**紹介を受けた患者数**
- ク 治療結果に関する分析を行っている旨又は分析結果を提供している旨
 - その検討をする**検討会の開催頻度**や**構成メンバー**、**分析結果の入手方法**等
- ケ **患者満足度調査**を実施している旨又は実施結果を提供している旨又は実施結果の入手方法等
(実施結果そのものについては広告不可)

その他

法第6条の5第1項第13号関係

「その他前各号に掲げる事項のほか、これらに準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項」

ア 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨、船員保険病院又は船員保険診療所である旨、国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨

イ 法令の規定に基づく事業又は国の通達に基づく事業を実施する病院又は診療所である旨

「救急病院」「休日夜間急患センター・第二次救急医療機関」「エイズ診療拠点病院」「災害拠点病院」「へき地医療拠点病院」「総合周産期母子医療センター」「がん診療連携拠点病院等」(当該制度の概要や認定を受けた年月日等)

ウ 病院又は診療所における医療従事者を除く従業員の氏名、年齢、性別、役職、略歴

役職を意味するもの:「事務長」又は「主任」等

経歴を簡略に示すもの:生年月日、出身校・学位、免許取得日、勤務実績等

エ 健康診査の実施

「乳幼児検診」「胃がん検診」「肝炎ウイルス検診」等(対象者や部位の付記も可)

「人間ドック」という表現や通常要する期間を併せて示すことも可能

(「一日総合健康診査」、「半日人間ドック」等は可能)

現時点で医学的・社会的評価が定着していないものは認められない

(「脳ドック」、「遺伝子検査」、「アンチエイジングドック」等は不可)

健康診査の実施日又は実施時間の広告は可能

費用、取り扱う人数、宿泊の有無等については広告が可能になった

オ 保健指導又は健康相談の実施

「がんに関する健康相談」「生活習慣病に関する健康相談」「歯の健康相談」「乳幼児保健指導」

「禁煙指導」等(対象者や指導対象の付記も可能)

現時点で医学的・社会的評価が定着していないものは認められない

保健指導又は健康相談の実施日時や実施する医師の氏名、費用等の広告は可能

健康診断

カ 予防接種の実施

承認されているワクチンを使用した予防接種のみ広告の対象

「接種を勧める対象者」「接種するべき回数」「1回当たりの費用等」(ワクチンの商品名は不可)

「インフルエンザの予防接種実施」や「麻しんワクチン取り扱い」等

(ただし効果に関する広告は認められない)

治験

キ 薬事法に規定する治験に関する事項

「治験を実施している旨」「治験実施者の名称」「当該治験薬の対象となる疾患名及び治験を実施する医療機関名等」

当該治験薬の名称として、一般的名称(成分名)又は開発コードも広告可能とする

(治験の対象となる疾患名を除いた具体的な治療効果に関すること、国内外での販売名(商品名)の広告は不可)

ク 介護保険法に基づく介護サービスを提供するための事業所又は施設等であって、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称及び提供されるサービス

「医療機関と同一敷地内にある介護老人保健施設等の介護保険サービス事業者の名称及び提供される介護サービス」

患者サービス

ケ 「受診の便宜を図るためのサービス」(例示他にも可能なものはある)

費用の支払方法又は領収に関する事項

「クレジットカードの使用の可否」「使用可能なクレジットカードの種類」「分割払いの可否」「費用の内訳の明細」

入院患者に対して当該医療機関が提供するサービス及びそれらに要する費用

「貸しテレビの1時間当たりの値段」「インターネットへの接続環境やその費用」

対応することができる言語

「手話又は点字を含む対応可能な言語」「当該言語による対応が可能な時間帯、診療科名」

当該医療機関の施設内に設置された店舗等

「病院又は診療所内の売店」「食堂」「花屋」「喫茶店」「床屋」「一時保育所」

(当該医療機関の外部にあるものは広告不可)

駐車設備に関する事項

「駐車設備の有無」「駐車設備の位置」「収容可能台数及び当該駐車料金」

送迎サービス

「最寄りの鉄道の駅等からの送迎サービス(送迎先の駅名、時間等)」

携帯電話の使用に関する事項

「使用可能な場所」「時間帯」

通訳の配置

「手話を含めた通訳の配置」「対応時間」「費用」

コ開設者に関する事項

「開設者の氏名又は名称」「経営者(法人の場合には法人の理事長に限る)の経歴」

広告可能な経歴は、生年月日、出身校、学位、職歴

サ外部監査を受けている旨

「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」(監査を受けた年月を併記)

シ評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む)

個別具体的な審査項目の結果についても可能広告(各医療機関による自己評価調査は不可)

ス財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨

「IS09000シリーズの品質マネジメントシステムの認証取得」

認証取得日や審査登録機関の名称等についても広告可能

セ前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項

「都道府県知事が公示することにより、当該都道府県の区域内において広告できる事項」

売店

駐車場

携帯電話

医療機能評価

6,医療に関する内容とは扱わない事項

背景等となる画像や音声等については、通常、医療に関係しないため制限されない

背景等となる風景写真やイラスト等

「町や海の写真」「山や森のイラスト」等は可能

風景写真であっても、他の病院の建物である場合、そのような誤認を与える場合、芸能人が当該医療機関を推奨すること、芸能人が受診をしている旨を表示(音声によるものや暗示を含む)することは不可

レイアウトに使用する幾何学模様等

BGMとして放送される音楽、効果音等

広告制作者の名称、広告の作成日、写真の撮影日等

芸能人や著名人の映像や声等

芸能人や著名人が、医療機関の名称や広告可能な事項について説明することは問題ない。

ただし、実際に当該医療機関の患者である場合にも、芸能人等が患者である旨は、広告できない。

第4 禁止される広告について

1, 禁止の対象となる広告の内容

(1) 広告が可能とされていない事項の広告

広告できません！

専門外来

専門外来については、標榜診療科名と誤認を与える事項であり、広告可能な事項ではない。
(ただし、保険診療や健康診査等の広告可能な範囲であれば、例えば、「糖尿病」、「花粉症」、「乳腺検査」等の特定の治療や検査を外来の患者に実施する旨の広告は可能であり、専門外来に相当する内容を一律に禁止するものではない。)

死亡率、術後生存率等

医療の提供の結果としては、医療機能情報提供制度において報告が義務付けられた事項以外は、対象となった患者の状態等による影響も大きく、適切な選択に資する情報であるとの評価がなされる段階にはないことから、広告可能な事項ではない。(死亡率、術後生存率等は不可)

未承認医薬品(海外の医薬品やいわゆる健康食品等)による治療の内容

治療の方法については、広告告示で認められた保険診療で可能なものや薬事法で承認された医薬品による治療等に限定されており、**未承認医薬品による治療**は、広告可能な事項ではない。

「著名人も当院で治療を受けております。」

優良誤認(他の医療機関より著しく優れているとの誤認)を与えるおそれがあり、**芸能人等が受診している旨**は、事実であっても、広告可能な事項ではない。

(2) 広告が可能とされていない事項の広告

「絶対安全な手術です！」

絶対安全な手術は、医学上あり得ないので虚偽広告として扱う

「厚生労働省の認可した 専門医」

専門医の資格認定は学会が実施するものであり、厚生労働省が認可した資格ではない

(3) 他の医療機関と比較して優良である旨の広告(比較広告)

「日本一」、「No.1」、「最高」

事実であったとしても、優秀性について著しく誤認を与えるおそれがあり、客観的な事実であったとしても禁止される

認められない表現

「肝臓がんの治療では、日本有数の実績を有する病院です」

「当院は県内一の医師数を誇ります」

「本グループは全国に展開し、最高の医療を広く国民に提供しております」

(4) 誇大な広告(誇大広告)

一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があることを常識的判断として言えれば足り、誤認することを証明したり、実際に誤認したという結果までは必要としない。

「知事の許可を取得した病院です！」 「許可」を強調表示する事例

病院が都道府県知事の許可を得て開設することは、法における義務であり当然のことであるが、知事の許可を得たことをことさらに強調して広告し、あたかも特別な許可を得た病院であるかの誤認を与える場合には、誇大広告として扱う

「医師数 名(年 月現在)」 事実であったものがその後の状況で大きく変化(減少)した場合

誇大広告として扱う

(この場合、広告物における文字サイズ等の強調の程度や医療機関の規模等を総合的に勘案し、不当に患者を誘引するおそれがあるかを判断するべきであり、一律に何名の差をもって誇大広告と扱うかを示すことは困難であるが、少なくとも実態に即した人数に随時更新するよう指導するべきである)

「顔面の 術1カ所 円」 美容外科の自由診療の際の費用として

例えば、当該費用について、大きく表示された値段は5カ所以上同時に実施したときの費用であり、1カ所の場合等には、倍近い費用がかかる場合等、小さな文字で注釈が付されていたとしても、当該広告物からは注釈を見落とすものと常識的判断から認識できる場合には、誇大広告として扱う

(5) 広告を行う者が客観的な事実であることを証明できない内容の広告

広告する内容が客観性・正確性をもったものであることを広告を実施するもの自ら証明する必要がある。患者等から質問がなされた場合には、その内容が事実であることを説明できなければならない。

患者の体験談の紹介

患者の体験談の記述内容が広告が可能な範囲であっても、患者の主観であり広告は認められない。

「理想的な医療提供環境です。」

「理想的」であるかは客観的な証明はできないことから、広告は認められない。

「比較的安全な手術です。」

何と比較して安全であるか不明であり、客観的な事実と証明できない事項に当たる。

伝聞や科学的根拠に乏しい情報の引用

医学的・科学的な根拠に乏しい文献やテレビの健康番組での紹介による治療や生活改善法等の紹介は、それらだけをもっては客観的な事実であるとは証明できない事項として扱うべきであり、広告は認められない。

(6) 公序良俗に反する内容の広告

わいせつ若しくは残虐な図画や映像、差別を助長する表現等を使用した広告など、公序良俗に反する内容の広告を意味するものであり、医療に関する広告としては認められない。

(7) その他

ア 品位を損ねる内容の広告

費用を強調した広告

「今なら 円でキャンペーン実施中！」

ふざけたもの、ドタバタ的な表現による広告

イ 他法令又は他法令に関する広告ガイドラインで禁止される内容の広告

医薬品等の販売会社等からの依頼により、金銭の授与等の便宜を受けて、特定の疾病を治療できる旨等の広告は認められない。

「**医薬品**」 **錠**」を処方できます。」

医薬品の商品名は、薬事法の広告規制の趣旨に鑑み広告を行わないこと。

「**ED治療薬**を取り扱っております。」(広告可能)

医薬品が特定されないため、自由診療である旨と標準的な費用を併せて示してあれば、薬事法の承認を得た医薬品による治療の内容に関する事項として広告可能である。

第5 相談・指導等の方法について

1, 苦情相談窓口の明確化

住民からの苦情を受けるための担当係及び相談窓口を明確にし住民に周知する。
(医療安全支援センター、保険所の医療法担当部署、等)

2, 消費者行政機関等との連携

管内を所管する消費生活センターと、苦情・相談の状況について定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努める。

3, 景表法等の他法令との対応

他法令(景表法・薬事法等)にも抵触する広告である場合にも、法又は本指針による必要な指導等を適切に実施する。

4, 広告指導の体制及び手順

(1) 広告内容の確認

都道府県
法や本指針の確認 違反と判断 必要な指導等の実施
厚生労働省医政局総務課
都道府県等で判断できないもの 担当職員より「別添2の様式」でFAXにて照会する
広告しても差し支えない旨の判断が得られるまでの間は、広告を自粛するよう指導する 管轄外の医療機関の場合は立ち入り調査等により証拠品を添えて管轄自治体に報告する 海外又は所在不明の医療機関については、厚生労働省医政局総務課に報告する

(2) 広告違反の指導及び措置 (下記的手段は参考であり、各都道府県で柔軟に対応する)

ア 行政指導
任意の調査 「説明要求」「中止」「内容是正」「回収」「廃棄」
イ 報告命令又は立入検査 (法第6条の8第1項関係)
任意の調査では問題あり(不応・疑義) 「必要な報告を命ずる」「立入検査による調査実施」
ウ 中止命令又は是正命令 (法第6条の8第2項関係)
悪質な事例の場合 期限を定めて「中止」「是正」(弁明の機会を付与することが必要)
エ 告発
虚偽広告の行政指導未対応等、 報告命令の未対応等、 立入検査拒否等、 中止命令不履行等 (は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、 は20万円以下の罰金)
オ 行政処分 (法第28条、第29条関係)
悪質な違反広告 告発のほか、「開設の許可の取り消し」「閉鎖命令(期限)」

(3) 命令等の対象者

中止命令若しくは是正命令の対象者は、個人若しくは開設者又は管理者とし、広告代理店、雑誌社、新聞社、放送局等の場合はその代表者。また法人自体又は当該広告違反の主導的な立場にあった者等を事例に応じて対象とする。

(4) 公表

行政指導に従わず「中止命令・是正命令・刑事告発」等を実施した際には、事例を公表し、患者や住民等に対して当該違反広告に対する注意喚起を行う。

第6 助産師の業務又は助産所に関する広告について

妊産婦等に対して必要な情報が正確に提供され、その選択を支援する観点から、客観性・正確性を確保し得る事項については、広告事項としてできる限り幅広く認めることとした。

分娩の介助や保健指導等の実施の項目の広告可能なもの

「費用」「実施日時」「出産育児一時金受領委任払いの説明」等

届出等の様式

(別添1)
 専門性資格認定団体に係わる
 基準該当届

(別添1)

専門性資格認定団体に係る基準該当届

①団 体 名	
②法 人 の 種 別	社団法人 財団法人 中間法人 NPO法人 その他 ()
③代 表 者 名	
④主たる事務所の住所	
⑤当該団体が認定する 専門性資格の名称及 びその概要	名称： 概要：(簡潔に)
⑥会 員 数	人 (うち正会員 人、会費による割合 %)
⑦問 合 わ せ 先	住所：〒 電話番号： 担当者：
⑧資格取得要件の概要 及びその閲覧方法	概要：(簡潔に) 閲覧方法：
⑨会員名簿及び専門性 資格認定者の名簿の 閲覧方法	

平成 年 月 日提出

【備考】

- この用紙は、日本工業規格A4とすること。
- 記載内容は、届出の日現在の内容(不可能な場合は直近のもの)によること。
- ⑤欄については、概要欄に簡潔に記入するとともに、当該専門性資格に係る内容がわかる資料を添付すること。
- ⑧欄及び⑨欄については、閲覧方法として、ホームページアドレス、掲載している雑誌名等を記載するとともに、⑤欄の資格取得要件の内容がわかる資料及び⑨欄の名簿(写しでも可)を添付すること。
- 研修制度、資格認定に係る試験制度、資格更新制度の概要資料を添付すること。

(別添2) 医療法第6条の5の規定違反が疑われる広告等について(照会)

医療法第6条の5の規定違反が疑われる広告等について

厚生労働省医政局総務課あて
(FAX 03-3501-2048)

都道府県等名

広告等の対象となった医師等の氏名又は医療機関の名称、所在地	名称： 所在地：
広告等の発見時期	年 月 日
広告等の発見経緯	
広告等を行った者	名称： 住所： 連絡先： その他：(広告等の対象となった者との関係等)
広告等の主な内容	
違反が疑われる事項	
広告等の対象者や広告実施者への調査状況	広告対象者：有・無 広告実施者：有・無
調査した内容及び指導状況	
厚生労働省に確認したい事項	
担当者名及び連絡先	担当者名、所属部署名 TEL、FAX
その他	

※照会する広告又は疑いのある情報物の写しや写真等、入手できた広告等の内容の根拠に関する資料を添付すること。
※FAXによる照会を原則とするが、映像や音声による広告等や送付する量が多い場合には、郵送やEメールによる照会について医政局総務課の担当者に相談すること。

(別添3)
平成 年 月 日

報告書(医療法広告違反関係)

都道府県知事 ○○ ○○ 殿
(保健所設置市長、特別区長)

住所(主たる事務所の所在地)
氏名(名称及び代表者の氏名)

医療機関(又は会社)等の概要

従業員数

法人(又は会社)の設立年月日(個人の場合には開設又は創業年月日)

医療法に基づく許可、届出状況

違反を指摘された日時、場所等

媒体名及び年月日

(※指摘を受けた媒体以外の違反広告に使用した媒体名及び年月日も併せて記載)

指摘を受けた字句等及び適用条項

違反広告を行った経緯、原因、理由等

(※医療法の認識不足、営業上の理由、管理体制の不備等、違反となった経緯、原因、理由等を具体的かつ詳細に記載)

講じた措置

(※媒体への連絡、当該広告及び原簿の回収破棄等の状況を記載し、パンフレット等の場合は、回収状況、作成部数及び年月日、配布先、配布部数及び年月日も併せて記載)

広告に対する反省並びに今後違反を繰り返さないための対策及び方針

(別添3)
報告書(医療法広告違反関係)